

令和元年度第1回伊予市ブランド認定審査会 議事録

<日時>

令和元年5月30日（木）13:30 ～ 14:30

<場所>

伊予市役所 3階 会議室2

<出席者>

（委員）松本直樹、武内英治、久保榮、若宮祐司、友澤千代

（事務局）小笠原幸男課長、岡市裕二課長補佐、木下智之主査、植田一馬主任

<次第>

開会

1. 委嘱状交付
2. 平成30年度「ますます、いよし。ブランド」認定事業の実績報告について
3. 会長及び副会長の選任について
4. 審議事項
 - (1) 令和元年度認定品募集について
 - (2) 令和元年度申請品の審査方針、方法について
 - (3) 伊予市ブランド認定制度における今後の課題について
 - (4) 認定までのスケジュールについて
 - (5) その他

閉会

<内容>

【事務局】時間となりましたので、ただいまより、令和元年度第1回伊予市ブランド認定審査会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。当審査会は、本日が委員に就任いただいて初めての会のため会長、副会長が選任されておられません。進行につきましては会長、副会長が選任されますまで事務局で進めさせていただきます。

それでは、審査会に先立ちまして、市長が公務のため、出席できませんので、副市長より御挨拶申し上げます。

～副市長あいさつ～

【事務局】続きまして、委嘱状の交付を行います。

お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、御起立の上、委嘱状をお受け取りいただければと思います。また、お受け取りいただきましたら御着席願います。

～副市長から、各委員に委嘱状を交付～

【事務局】なお、本日1名欠席となっておりますが、伊予市ブランド認定審査会条例第6条第2項により審査会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

また、傍聴要領に基づきまして市のホームページにて審査会の開催告知を行っていましたが、指定の期日までに傍聴希望者がいなかったことをあわせて御報告いたします。

続きまして、最初の審査会になりますので、自己紹介をお願いいたしたいと存じます。

～委員紹介の後、事務局職員の紹介～

【事務局】それでは、副市長ですが、この後、別の公務がございますので、退席させていただきます。

【副市長】失礼をいたします。今後ともよろしく願いいたします。

【事務局】それでは、審議に入ります前に、まずお手元の資料の確認をお願いいたしたいと思っております。

～資料の説明及び確認～

では、初めに、平成30年度の「ますます、いよし。ブランド」認定事業の実績報告をさせていただきます。

【事務局】それでは、平成30年度の活動について御報告申し上げます。

お手元の会議資料E-1ページをごらんください。

昨年9月28日付で関木醤油工場様の「濃口醤油」、「三歳醤油」、「だし醤油」、株式会社北風鮮魚様の「双海の朱鱧（鱧のしゃぶしゃぶセット）」、佐礼谷農産加工組合様の「されだにゆずこしょう」、有限会社まんじゅう屋久保様の「栗千樹」、以上6品目を「ますます、いよし。ブランド」として認定いたしました。平成28年度、29年度に認定いたしました製品と合わせて計23品目を現在認定しております。

続いて、会議資料のE-2ページをごらんください。

平成30年度も引き続き伊予市近郊の中予圏内を中心に、伊予郡松前町にあるエミフルMASAKIにて開催された愛媛県20の市と町うまいけん&ご当地フェアや、伊予市ふるさと納税フェア、また、新たに道の駅に認定されました伊予市中山町にあります道の駅「なかやま」にて開催されましたオープニングイベントなど、県内外9会場にてブランド認定品のPRを実施いたしました。あわせて、同資料のPRを実施いたしました会場横に星印のついた施設があるかと思いますが、こちらにおきましては市場調査といたしましてアンケートを実施させていただきました。なお、認知度は依然として低く、引き続き認知度向上に向け活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、市関連施設である街の交流拠点「町家」、ウェルピア伊予、道の駅「ふたみ」、道の駅「なかやま」、花の森ホテルの5施設においてブランド認定品の常設展示紹介コーナーを設置し、市民はもとより観光客にも知ってもらえるよう機会の創出をいたしました。加えて、こ

の5施設において6月1日から30日までの1カ月間、施設にて販売しているブランド認定品を購入いただいたお客様に対し、数量限定ではございますが、オリジナルグッズとして認定マーク入りのウェットティッシュ、認定マーク入りビニールバッグ、そして認定パンフレットの3点セットをプレゼントするキャンペーンを実施いたしました。

また、以前より検討しておりましたSNSとして、「ますます、いよし。ブランド」公式フェイスブックページを昨年4月より1年間開設し、情報発信に努めました。そのほか、情報発信といたしまして、本日お配りしておりますブランド認定パンフレットを県外も含めた地方銀行の全支店において年度末設置いたしました。

そして、新たな試みといたしまして、認定事業者に対しまして認定を受けていることにメリットを感じてもらえますように「ますます、いよし。ブランド」認定品の販路拡大等の支援を目的とした認定品支援補助金交付事業を開始いたしました。こちらにつきましては、好評につき今年度も継続して実施していく予定でございます。

以上です。

【事務局】 続きまして、会長及び副会長を選任いたしたいと思えます。

伊予市ブランド認定審査会条例第5条の規定で、会長及び副会長は委員の互選とありますが、いかがいたしましょうか。

【委員】 事務局案はあるか。

【事務局】 委員より事務局案はあるかという発言がございましたので、事務局案を申し上げてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

【事務局】 それでは、事務局案を申し上げます。

会長には松本委員、副会長には武内委員を推薦させていただきたいと思えます。委員の皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」〕

【事務局】 ありがとうございます。

委員の皆様の御賛同がありましたので、会長は松本委員、副会長は武内委員に決定いたしたいと思えます。

それでは、松本委員、武内委員、よろしくお願ひいたします。

では、会長に就任の御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

【会長】 先ほど少し挨拶をさせていただいたところですが、簡単に御挨拶をさせていただきます。

一応大学においても、認定マークというものがございまして、大学の基準協会が7年に1回、大学として大丈夫ですよ、大学としてしっかり教育の体制ができていますよ、という場合に適合マークがいただけるようになっております。松山大学の公式ホームページの下にもマー

クを必ず掲載しておりまして、大丈夫だということを内外にアピールしております。伊予市の認定事業も商品を扱うということではありますが、同じようなものだと思いますので、事業者様のホームページにおいて誇らしく掲げていただけるように微力ながら尽くしたいと思いますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

【事務局】 ありがとうございます。

これより会議の進行を伊予市ブランド認定審査会条例第6条に基づきまして、会長にお願いいたしたいと思います。

【議長】 それでは、次第にございますような流れで順次進めてまいりたいと思います。

本日は5つの議事があり、この後2時間ほどを予定しておりますが、効率よい審議となりますよう、事務局におかれましては簡潔に御説明をしていただき、委員の方々の意見交換に多くの時間がとれるよう御配慮いただければと思います。

まず初めに、議案1、令和元年度認定品募集につきまして説明を求めます。

【事務局】 それでは、事務局より令和元年度認定品募集について御説明させていただきます。会議資料E-4ページを御覧ください。

昨年の認定品募集期間と同様に、今年度も6月3日から7月31日の2カ月間とし、十分な告知と、締め切りから審査会までの時間的猶予を持たせて十分な審査が行えるようにしたいと考え、提案いたします。

また、募集につきましても、引き続き市内事業者への呼びかけを商工会議所への告知のみにとどまらず、既に認定を受けている事業者のほか、これまでに事務局側に認定事業についてお問い合わせをいただいたことのある事業者に対し案内を行いたいと思います。また、募集の呼びかけをした事業者様に関しましては、訪問の上、御案内を行い、申請を促すようにいたします。以上です。

【議長】 それでは、ただいま説明いただきました件につきまして、御質疑等ございませんでしょうか。大体例年どおりということでしょうか。

【事務局】 はい。一昨年の募集期間は1カ月のみでしたが、昨年度から2カ月の募集期間を設けるようにいたしました。

【議長】 皆様、いかがでしょうか。特にないでしょうか。

【委員】 伊予市の広報には載せないのか。

【事務局】 募集開始となる6月の広報にはタイミング的に間に合わないかと存じます。

したがって、ホームページでの御案内と、チラシを伊予商工会議所に配布させていただくとともに、募集の呼びかけをした事業者様に関しましては、訪問の上、御案内を行っていく予定であります。

【委員】 市のホームページをわざわざ調べてまで見るとは思えない。また、商工会議所におい

ても特別何かをするわけではない。

【事務局】どうしてもこの会議を経て募集という形になりますので、広報の締め切りが前々月の末、今月末の締め切りでようやく7月の広報に掲載されるという流れとなっております、スペースの問題もあり、広報に掲載する場合には、ある程度事前の準備期間が必要なので、今回は間に合わないのではないかと考えております。

【委員】過去、このスケジュールで募集して、ある程度申請は上がってきているのか。

【事務局】昨年度は2カ月の募集期間を設けて、御存知のと通りの申請数がありました。

【委員】一度も伊予市広報には載せていないということか。

【事務局】はい、載せておりません。

【事務局】広報に載せるということになりますと、7月号にもし枠が残っていれば、現在募集中ということになるかと思いますが、ここに記事載せることができれば、1カ月分だけはカバーできるかと思えます。

いかがでしょうか、1カ月遅れにはなりますが、伊予市広報に掲載したほうがよろしいでしょうか。

【委員】ホームページは見に行かないと思うので、幅広く募集するためにも伊予市広報には載せた方が良く思う。

【事務局】それでは、広報の担当と相談の上、可能な限り枠を取りまして、現在募集中である旨を掲載していく方向で進めて行きたいと思えます。

【委員】今まではおそらく事務局がいろいろと動いてくれたから申請が来たのではないか。事業者側から自発的に申請してくるとなると、どうなのかは思う。

【事務局】いずれにせよ、今回は広報に掲載が出来るよう動いてみるようにいたします。

【議長】それでは、確認ですが、昨年に比べスタートが少し早いような印象もあるのだが、どうでしょうか。

【事務局】1回目の開催時期に関しまして、昨年は5月22日に会議を開催いたしましたので、1週間程度後ろにずれたというところではありますが、タイミングといたしましてはほぼ同じです。

【議長】わかりました。他の方はいかがでしょうか、御意見や御質問などございませんか。

【委員】募集チラシについて、いただけるのであれば出荷者様と接する店舗がございますので、配布させていただきたいと思えます。

【事務局】かしこまりました。必要枚数を言っていただければ御準備させていただきます。

【議長】委員からも御意見等はないでしょうか。

【委員】2カ月あれば十分ではないかと思えます。

【議長】ありがとうございます。

【委員】伊予商工会議所にはあるが、双海中山商工会にはチラシがないような気がするがどう

なのか。

【事務局】配ることがその知名度の向上自体につながりますので、お願いしてよろしいでしょうか。

【委員】双海中山のほうにもお願いします。

【事務局】ありがとうございます、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

【議長】委員から何かございますか。

【委員】初めての参加で少し戸惑っておりますが、先程も話題に上がっていたようにホームページはなかなか見る機会がないので、広報紙に上げてもらえるのであれば見てもらえるかなと思ひました。

また、募集チラシにつきましても、協議会にもいただけますか。そうしましたら、今後の会開催時に配布し知っていただこうと思ひます。

【事務局】ありがとうございます。必要枚数を御用意してお渡しするようにいたします。

【議長】それでは、大体御意見も出尽くしたような感もござひますので、採決に移ってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

【議長】御賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

【議長】ありがとうございます。全員賛成ということで、事務局の提案どおりということで募集させていただきますこととします。

続きまして、議案2、令和元年度申請品の審査方針、方法の方法につきまして移ります。

事務局の説明を求めます。お願いします。

【事務局】それでは、続けて説明をさせていただきます。

会議資料E-5ページ及び平成30年度伊予市ブランド認定審査方法、令和元年度伊予市ブランド認定審査方法（案）の3つを比べながら御覧ください。

まず、昨年までは、平成30年度伊予市ブランド認定審査方法のとおり、認定審査採点表をお配りし、審査資料・各項目の考え方について記しております認定審査方針を参考に、審査項目毎に「0～5点」にて採点をしていただき、全ての項目の合計点かける2で100点満点となる計算にて審査いただきました。

これに対し、今年度は、平成30年度伊予市ブランド認定審査方法では細分化されておりましたが、例えば「1.伊予市らしさ」の項目における内容などについて、ひとつに統合して総合的な判断のもと0～5点で評価していき、大項目毎の掛け率に応じて乗じ、それらを足し上げて100点満点としていきます。あわせて、各項目の考え方についても、今年度提案の審査方法に基づいて変更しております。

なお、今回提案させていただきました理由といたしまして、細分化された審査内容では、例

えば『加工品において信頼性の裏づけとなる客観的事実（受賞歴や認証等）があるか』のような審査内容では客観的事実が無いということのみで判断を行うこととなり、無い場合には「0点」となるなど極端な審査結果になってしまうことがあったため、長期に渡って特に大きな問題も無く営業を行ってこれることができたなどの“年月”という信頼のおける実績を加味するなど総合的に判断ができるようにしてはどうかという昨年度からの反省点を踏まえ提案いたしました。

ただし、認定基準の各項目における配点につきましては、昨年と同じにしており、全ての項目を平均の「3点」にした場合は、合計が60点となりますので、基本として平均を上回りつつ、掛け率の高い項目において高い評価を受けている必要がある70点を当落のボーダーラインにしたいと考えております。

また、全委員が70点以上をつけた産品につきましては、最終の審査会において認定の確認を取り決定していきたいと思いますが、委員お一人でも70点以下をつけた産品につきましては、一品ごとに審査会にて審議を行い、それでも点数が増えない場合には、認定却下としたいと思います。

以上のような方法で、今年度の認定審査を行いたいと考えております。

【議長】ただいま説明いただきましたことにつきまして、御質疑等はございますでしょうか。

細分化されていたものをまとめて、総合的に評価をするということではよかったでしょうか。

【事務局】はい、総合的に判断しやすくという考えのもと提案いたしました。つまり、細分化された状態では、ものによってはゼロにしなきゃいけないとか、原産地が伊予市のみじゃなきゃいけないとか、判断が難しかったものについて、一つに統合することにより総合的な判断がしやすくなったのではないかと考えております。

【議長】大きな項目で言うと、例えば「伊予市らしさ」であれば昨年度のもので見ますと3つあるのですが、それを掛け率6としているのは、3つだったからということですか。また、2つの項目であれば掛ける4になって、将来性の項目にいたっては1個だから。掛け率2という考え方になっているということではよろしかったでしょうか。

【事務局】はい。わかりやすく申し上げますと、そのようなイメージで、大きくは変わっていませんが、考え方を若干変更したということです。

【議長】細か過ぎたということでしょうか。

【事務局】採点しづらかったのではないかと考え、提案しております。

【議長】皆様いかがでしょうか。これらの変更をどのようにお考えでしょうか。

【委員】よろしいでしょうか。去年、採点をする上で悩んだ部分といたしまして、6段階での評価採点です。例えば、自身の中で2点なのか3点なのか、中間あたりに評価したい場合に、点数がつけづらかったという記憶がございましたので、今回係数を入れていただいたというのはわかりやすくなったと感じますが、例えば6段階となっている評価点をもう少し縮めること

というのは仕組み上、可能なのでしょうか。

【事務局】0、1、2、3などにするということでしょうか。

【委員】はい。そのほうが判断しやすいのではないかと思います。基本的には、いずれの商品についても認定したいという気持ちでおりますので、余程のことがない限りは低い採点にはならないのではと思っております。

【議長】確か中間の3点ばかりでは認定されないという認識ですので、4、5点などある程度の高評価がなければ認定には至らなかったのではなかったでしょうか。

【事務局】はい、ある程度ないと認定には至らない計算になっております。ただ、実際のところ5点という評価は余程突出したものでなければ難しいと考えております。したがって、例えば伊予市らしさであれば、申請品に伊予市らしさを感じるということであれば4点をつけるであるとか、微妙な判断ができるようにということで、また、3段階評価にしてしまうと、「ある」か「なし」でというところで極端な結果になってしまう可能性も高いことも考慮に入れた上で多段階の評価を残しております。

【事務局】委員によってバラつきが出てしまう、思いは変わらないのに点数で見るとすごく極端な数字になってしまうということも起こり得るのではないかという懸念もあり、多段階の評価は残させていただきました。

【委員】その意見はよくわかります。

【議長】ただ、2、3点の評価ではいずれにしてもだめということですよ。

【事務局】2、3点が入ってしまったらだめというわけではないのですが、総合的な判断という意味ではしやすくはなっているので、0点ということ自体が起こりづらいと思っておりますので、1から5の5段階にした方がわかりやすいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【議長】奇数の5段階にして、なおかつ中間点では不十分ということであれば良いのかもしれませんが。

【事務局】おそらく1から5点の5段階で、3点が中間になるという考え方の方が委員もわかりやすいかと思います。また、採点表といたしましても、そのまま0を省くだけなので、計算方法等に変更もございません。

【議長】昨年も0点という評価はなかったと記憶しておりますし、そこまで悪い印象のものはなかなか出てこないとは思っておりますので、もしよろしければ、今回の変更内容について、いかがでしょうか。

【委員】そうですね。その方が主旨には合うかと思います。

【議長】事務局提案の変更について、他委員何か御意見ございませんか。

【委員】良いと思います。

【議長】委員、いかがでしょうか。

【委員】はい、それで構わないと思います。

【議長】 それでは、もしほかに御意見がなければ事務局案にて採点のみ1から5点の5段階評価としていければと思います。いかがでしょうか。

【委員】 ひとつ質問なのだが、係数6のものが1つ、係数4のものが3つあるのだが、これはどういうことなのか。

【事務局】 掛け率に関しまして、資料H-4の審査についてというところに書いておりますが、伊予市らしさが30点になっており、独自性や信頼性、市場性がそれぞれ20点、ウエートといたしましては伊予市のブランドである以上伊予市らしさが最も高くあるべきであるという考えのもと掛け率を6とさせていただきます。したがって、ウエートの考え方において、伊予市らしさと独自性は変わらないだろうなどのご意見をいただき、掛け率を調整することはもちろん可能ではありますが、事務局といたしましては提案したウエートにて進めさせていただければと考えております。

【委員】 去年と変更はないということか。

【事務局】 はい。ウエート自体は変えておりません。

【議長】 昨年度と同じということでしょうか。

【事務局】 計算の仕方等に若干変更を加えた程度です。

【委員】 わかりました。

【議長】 委員いかがでしょうか。こちらでよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【議長】 それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

【議長】 それでは、今回事務局からの御提案の方針等につきまして、御賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

【議長】 では、全員賛成ということで承認となりました。事務局提案の方法で今年度のブランド認定審査を実施することといたします。

続きまして、議案3、伊予市ブランド認定制度における今後の課題についてに移ります。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 それでは、御説明申し上げます。

会議資料E-6ページ及び伊予市ブランド認定制度実施要綱を御覧ください。

まず、1つ目といたしまして、要綱第9条では、昨年度も御提案させていただいた内容にはなりますが、伊予市ブランド認定の効力は前条の規定による認定を決定した日から発生し、有効期間は認定を決定した日から起算して3年間とする。第2項、前条の規定により認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定期間の満了後、引き続き伊予市ブランドの認定を受けようとするときは、認定期間満了の2カ月前までに市長に更新申請を行うものとす

るとなっております。こちらの第2項では、現在認定を受けている商品は期間満了の2カ月前までに更新申請を提出することで自動的に認定の更新、継続されることとなります。こちらについて、先ほども言ったとおり、昨年度審議いただきましたが、その際は更新申請の提出のみで自動的に更新とするということで、認定した商品を再度審査せず、現状の要綱を改訂しないとして、翌年度以降、つまり今年度以降に結論を持ち越すこととなりました。

つきましては、本日のこの会にて結論を出す必要はございませんが、今年度は初年度認定した商品が更新時期を迎えるということになりますので、次回の審査会におきまして更新申請の提出のみで自動的に更新とするのか、それとも審査会において再度審査を行い、確認や審議をするのかを検討する必要があるのではないかと考えております。なお、再審議を行う等になった場合には要綱を改訂いたしまして、認定事業者様にも御案内するよういたします。

おそらく次回の審査会を行う段階では、更新申請が全て出揃っているタイミングでの審査会になりますので、どの程度申請数が出ていて、更新を受けたい商品があるかという情報は出せることと思いますので、そのあたりを一緒に確認しながら御審議いただければと考えております。

続いて、2つ目といたしまして、要綱第10条では認定を受けた市商品（以下「認定品」という。）は、伊予市ブランドの認定マークを表示することができるとなっております。現在伊予市ブランドの認定マークの表示につきまして、実は表示義務がなく、ほとんどの認定品にマークの表示がありません。したがって、どの商品が認定品であるかが周知できていない状況にあります。しかし、認定マークの表示を義務化した場合、現在認定をしている商品において認定を辞退する事業者様が発生したりだとか、申請が著しく減少したりする可能性を危惧しております。

つきましては、こちらの案件につきましても本日のこの会にて結論を出す必要はないかと思いますが、認定している商品が認定品であるということを知ってもらうためにも、さらなる認定マークや認定事業の認知度向上のためにも、表示の義務化が行えればと考えております。したがって、次回以降の審査会におきまして、現状の要綱のとおり認定マークの表示義務は設けず任意としたままとするのか、認定マークの表示義務を設け認知、周知を図っていくのか御審議いただければと考えており、本日このような形で今後の課題として提案、お話しをさせていただきました。以上です。

【議長】 ただいま説明いただきましたことにつきまして、御質疑等はございませんでしょうか。

【事務局】 基本的に今もお話しいたしましたとおり、本会で決めるということではなく、現在このような問題を抱えておりますので、今後の審査会において審議していただければと思ってお話させていただきました。

【議長】 手応えといたしまししょうか、感触といたしまししょうか、事務局としてはどのように捉えて

いますか。例えば、更新申請において申請書の提出があれば自動的に更新とするのか、あるいは再度審査するとなればハードルを上げることになるとは思いますので、そうすると申請が減ってしまうと考えているのか、いかがでしょうか。

【事務局】更新の申請数がそれほど多くなかったときは維持するという考え方もあると思いますし、全て更新申請が出てきた場合にはどうするかを考えるのも一案ではありますが、現状といたしましては、年度末に事業者様とお話しさせていただいた際に、幾つかは若干難色とまでは言いませんが、濁されたところはありませんが、基本的には更新しても良いというお答えをいただいているという状況です。ただし、再審査するかもしれないという可能性についてお伝えはしておりませんので、どのようになるかは分かっておりません。

【議長】確かに更新申請だけで済むのであれば、現在はフリーパスのような形ですので、あえてそれを断るといった事業者はいらっしゃらないかもしれませんが、再審査となるとどうなるかは不明ということですので、継続して審議することになるかと思えます。

続いて、認定マークについてですが、結局現在は任意ということですが、今後の取扱いをどうするかということによろしかったでしょうか。

【事務局】はい。また、補足ですが、先程ご説明いたしました補助金を活用していただいた事業者様の中で、商品に貼り付ける認定マークステッカーを制作いただいたのが2事業者、そして認定マークを刷り込んだパッケージの制作を実施していただいたのが1事業者おり、このように少しずつでも認定マークを表示してもらえるようになり、表示が進むことで認定事業の認知度が少しでも浸透していくきっかけとなっていくために、義務化ができればと思うのですが、認定品が減少してしまうのではないかという不安感、危惧もあるので、この辺りを考えると難しい問題ではありますので、委員の皆様と一緒に考えられればなと思い提案させていただきました。

【事務局】先日、伊予市では会計検査院から会計検査が入ったのですが、その中で本ブランド認定マークにも描かれておりますIYO、I、Y、Oという伊予市自体のロゴマークについて、制作時の補助金が適切であったかという話がありました。公費、国費を活用してマークを制作したり、またブランド制度を立ち上げたりしたことに対し効果が実際にあったかどうかについて非常に厳しく言及されまして、折角制作した限りはやはりこの認定マークをもっとPRしていくためにパッケージに表示するなど、そういうことに使うべきではないかという指導とございます、指摘がございました。

ただし、実際には難しいところもございまして、例えば大手企業様に対し全て認定マークステッカーを貼り付けてもらう、刷り込んでもらうなどは現状では余り現実的ではないと考えられますので、例えば認定品を扱っている店舗に対しステッカーを貼って認定品を扱っていますとアピールするとか、のぼり旗を掲げてもらうとか、それぞれの認定品に貼れない、刷り込めないということであれば何らかの形で認定マークを活用しもっとPRしていきたいところはある

ます。先ほど事務局がお話したような懸念もございまして、事務局といたしまして若干思い悩んでいるところでございます。

【議長】なるほど。今決める必要はないのかもしれませんが、先々を見据えて、委員の皆様いかがでしょうか。

【委員】やはりこの認定マークの表示をしなくてはならなくなった場合に、嫌がったりためらったりする事業者様もいるのか。

【事務局】一定数いるのではないかと考えております。実際、先ほども事務局より申し上げたとおり、大手企業様の場合、全ての商品に表示するとなるとパッケージを変更しなくてはなりませんので、コスト的にも恐らく私達が想像もつかないくらい掛かってしまうのではないかと考えております。

【委員】そういう大手は別格として考えてはどうか。

【事務局】特例を設けることで、「あの事業者だけなんで？」となってしまう問題になると考えております。同じ基準で認定をしている以上、全て平等に取扱うべきであると考えております。

【委員】なるほど。

【事務局】昨年より補助事業を始めさせていただいて、その補助事業を活用して認定マークステッカーを制作いただいて、商品に刷り込みまではしないながらも販売時にそのステッカーを活用して販売を昨年度からは行っていただいております。

また、担当が各認定事業者様を訪問させていただき、いろいろとお話はさせていただくのですが、昨年が3年目ということもあり、ブランド認定を受けたメリットがなかなか事業者様にはいまだ実感として現れてきていないというところがありますので、現時点で認定マークの表示義務化をするには時期的に早いかと考えております。先程、昨年度の取り組みを事務局から説明させていただきましたが、もう少し力を入れて県内外へのPRを行った上で、しかるべきタイミングにて実施できればと現状では思っているところでございます。

【議長】それでは、現時点では周知、認知を図るよう努力しながら先々のどこかで考えていくということでもよろしいでしょうか。

【事務局】はい、そのように考えていただければ構いません。

【委員】ちなみに、今は商品に表示していないということか。

【事務局】市内の管理施設に関しては、認定マークステッカーを事務局よりお渡しして貼っていただいております。

【委員】製造元で貼っているのではなく、施設が貼っているということか。

【事務局】先程お話したとおり一部の事業者様は認定マークステッカーを貼った状態で出荷してくれておりますが、それ以外の認定品につきましては全て施設で対応いただいております。

【事務局】どうしても第1回目の認定の際には、しっかりとしたビジョンが固まっていない状

態で事業を開始したこともあり、農産品の認定が一定数ございます。中山栗や唐川びわなど、これらに認定マークステッカーを貼るといような発想はおそらく当初なかったのではないかと思いますので、このあたりについて行く行くどうするかというのを、できましたらこのような課題があるというのを委員の皆様の本会で認識していただいて、次回以降どうしていくべきかなどの御意見を出していただいきましたら非常にありがたいと思っております。

【議長】 思いつきですが、各事業者様の公式オフィシャルサイト、その商品ページ等に認定マークを必ず表示してもらおうということであれば、そこまでコストをかけずに出来るのではないのでしょうか。

【事務局】 一概には言えませんが、それに関しましても難しいところはあると思っております。自前でホームページ等を運営しているところであれば対応は容易かもしれませんが、全て外注として広告代理店が動かしているような大手企業様であれば何かとコスト的にかさむという事は考えられると思います。しかし、これらにつきましても、今後の進め方や話の持っていく方になるかとは思っております。

【議長】 なるほど。少しずつ事業者様側にメリットを感じてもらうように促していくということでもよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。協力し合いながら一緒に進めていければと思っております。

【議長】 それでは、扱いといたしましては、とりあえず継続審議という形で進めさせていただきたいと思えます

続いてですが、議案4、認定までのスケジュールについてに移ります。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 それでは、認定までの日程について、事務局案を御説明申し上げたいと思えます。

こちら会議資料E-7ページを御覧ください。

今年度の認定品募集期間は、先ほど決議いただきましたとおり6月3日から7月31日までとしまして、募集期間終了後、第2回認定審査会を8月21日に開催し、昨年同様、申請品の確認及び試食会を行い、その後、最終の認定品を決定いたします第3回認定審査会を9月11日で開催できればと存じます。

ただし、委員の皆様のお都合もおありかと思えますので、こちらの日程にて確定とはなりません。なお、日程や時間の詳細につきましては、追って事務局から調整、御案内をさせていただきたいと思えます。

そして、審査会の結果、認定となりました商品につきましては、9月下旬に認定証交付式、プレス発表会を行い、そのまま認定開始日及びパブリシティ日といたします。発表会までに、認定された商品については申請者に対し認定通知と発表会への出席依頼を御案内し、却下となりました商品につきましては申請者に対し却下理由の説明文書を送付する予定としております。以上です。

【議長】ただいま説明いただきましたことにつきまして、御質疑等ございませんでしょうか。

日程調整につきまして、目途として8月21日前後と9月11日前後ということでしょうか。

【事務局】はい。

【議長】委員の皆様はスケジュール調整をお願いします。何か御意見ございませんか。もし難しいという方はお申し出いただくということでよろしくお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【議長】それでは、御意見等ございませんようですので、採決に移りたいと思います。

御賛同いただける方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

【議長】それでは、全員賛成ということで了承されました。

続きまして、議案5、その他に移りますが、事務局、委員の皆様、何かございますか。

【事務局】それでは、その他といたしまして事務局より報告事項がございますので、会議資料E-8ページを御覧ください。

昨年のことになるのですが、ある市民の方より目安箱を通じまして、「ますます、いよし。ブランド」認定品の認定番号8番「プレ節25ミクロンソフトけずり」及び認定番号17番「はだか麦パンシリーズ」におきまして違法な部分があり、認定を取り消すべきであるとの指摘がありました。この場をお借りして御報告いたします。

まず、認定番号8番「プレ節25ミクロンソフトけずり」についてですが、プレ節は製品の厚さの単位にミクロンという単位を使っているのですが、ミクロンは計量単位ではないため法定単位であるマイクロメートルを使わなければならないはずである。ブランドの認定必須条件である関係法規を守っていない商品と言えるため、認定から取り消してほしいとの指摘がありました。

このことにつきまして、関係省庁である経済産業省に確認をとったところ、違法との明確な判断はなされず、指導も今年度実施する予定はない旨の回答を得ました。また、食品表示法及び景品表示法の観点でも愛媛県消費生活センターなどの関係機関に確認をいたしましたが、明確に違法との判断はなされませんでした。

これを受けまして、認定の取り消し等の対応は考えておらず、今後経済産業省において明確に違法であるとの判断や事業者に対する指導が行われた場合には、伊予市ブランド認定審査会に認定取り消し等の動議を提案するものとの回答をいたしました。

続いて、認定番号17番「はだか麦パンシリーズ」についてですが、はだか麦パンは一般的な食パンや一般的な小麦パンに比べて水溶性食物繊維の量が約10倍とうたっているが、その根拠がなく、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第5条の不当な表示の禁止に違反しているため、認定から取り消してほしいとの指摘がありました。

このことについて、当該認定品の表示は日本食品標準成分表2015年版（七訂）及び一般財団

法人日本食品分析センターによる分析試験データを比較した表示であり、認定事業者が加入している愛媛県パン協同組合において周知している内容に基づき行っているものです。

愛媛県パン協同組合では、日本食品標準成分表2015年版（七訂）は文部科学省が公表している公的なデータであり、引用し表示することに問題はないと考えているとのことでした。ただ、一般的な小麦パンとの比較は愛媛県パン協同組合でも行っておらず、誤解を受けるおそれも考えられましたので、認定事業者に対し表記の修正の指導を行い、認定の取り消し等の対応は考えていないとの回答をいたしました。

これらに対し、一度市長名にて回答を行っているにもかかわらず再度本課宛にメール問い合わせがこの市民の方よりございましたので、本市顧問弁護士にも相談をいたしましたところ、地域活性化等を目的とする認定制度の趣旨から考えて本件はそこから外れており、認定品に違法性等問題があるのであれば事業者にお問い合わせすべきであるとの助言をいただきました。したがって、今後、再度の意見に対しては回答を行わず、回答した内容を全てといたしまして、それ以上の対応を行わないことを確認いたしました。御報告は以上でございます。

【議長】 それでは、御説明いただきましたが、その点何か御質疑等ございますか。

御苦労さまです。ちなみに同一の方でしょうか。

【事務局】 はい、全て同じ方からの問い合わせです。

【事務局】 伊予市の制度として目安箱という制度がございます。幅広く市民の方の意見を市政に反映させようということで始まった制度であり、匿名など名前がないものについては回答しておりませんが、今回の方はお名前、住所の御記入がきちんとされておりましたので、そういったものに対しましては担当課にて回答案を作成した上で、正式に市長名で回答文書を出すという制度になっております。

本件につきましても、伊予市のホームページにて回答文書が現在公開はされておりますので、ほかの市民の方も既に目にしているところではございますが、ブランド認定品ということでございますので、この場をお借りして委員の皆様には御報告をさせていただいた次第です。

【委員】 目安箱はたまに見るようにしているが、この人はどうなのかと思う。こっちを言って返答があったら、こっちも提案するみたいなやり方が、何とも言えない感じがする。

【議長】 しかし、雑な対応もできないみたいなどころもあると思います。

【事務局】 通常、目安箱の回答で顧問弁護士のところへ相談に行くことは余りないのですが、説明にもありましたように、市長名で回答した後に、なお納得できない旨の問い合わせがありましたので、今回の件に関しましては顧問弁護士に今後の対応の相談をいたしまして、一度市長名で回答している以上、それが全てだということでお話をいただいております。

【議長】 皆様、情報提供いただいたということでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【委員】 その他であるが、毎年商工会議所では東京にて展示会をやっているが、ブランド認定

事業者も可能であれば是非商品の出展なりしてもらってはどうか。

【事務局】現状、認定業者様にはお声がけをさせていただいております。

【委員】その方が良いと思うので、今後もぜひ声をかけてほしい。

【事務局】はい、ありがとうございます。

【事務局】議会においても指摘があつて、認定はしたものの、うまみではないが、認定してから今までどおり販売するのではなく、例えば商談会であつたり、そういうところへ優先的に行ってもらうとか、何かしらのメリット、認定を受けて良かったと事業者が思えるように、販売額増に繋がっていくような活動となるよう、そういうところにも今後は焦点を当てていき、これまでの反省を生かして、より有効な制度としていきたいと考えております。

【議長】それでは、次回、第2回目が8月21日水曜日辺りの日程にて日程調整を今後事務局にてしてもらえるとということです。日程調整につきましてお願いいたしまして、予定しておりました議題につきまして、全て御審議いただきました。ありがとうございます。

皆様の御協力に感謝申し上げます、議長の職を解かせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【事務局】会長ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和元年度第1回伊予市ブランド認定審査会を閉会させていただきます。

本日は、皆様御多忙中にもかかわらず御出席いただきましてまことにありがとうございます。お気をつけてお帰りください。